

被災者のみなさまへ



政府広報

政府からのお知らせ

※事業主の方のための事業再建の情報は
ウラ側からご覧いただけます

被災されたみなさまのための

生活再建 ハンドブック

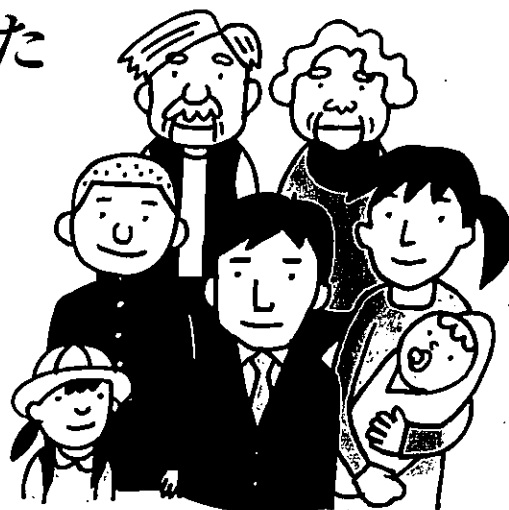
—5月2日に成立した補正予算(4兆円超)のご案内—

東日本大震災の被害にあわれた

みなさまの生活再建を

支援するための

補正予算が成立しました。



ご自由にお持ち帰りいただき、ぜひご活用ください。

平成23年(2011年)5月12日発行

すべては一日も早い 被災地の生活再建・安心のために――。

被災地の復旧のために、4兆円を超える補正予算が
5月2日に国会で成立しました。

このハンドブックでは、この予算のうち、みなさまの
生活再建に直結する項目を選びだしてお知らせします。

総合計4兆153億円

今回の予算には、このハンドブックでお知らせするものにあわせ、
以下のような項目が盛り込まれています。

**災害復旧活動
の継続
2,593
億円**

自衛隊、消防、警察、
海上保安庁が災害復旧活動
などを継続する
ための経費です

**公共施設など
の復旧
1兆2,019
億円**

被災した河川、道路、港湾、
空港、上下水道などの
災害復旧や各種施設の復旧、
被災者向けの災害公営住宅
の整備などをすすめます

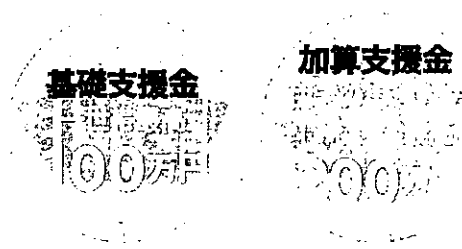
**地方交付税
を増額
1,200
億円**

震災に係る
地方公共団体の
特別の財政需要に対し、
国がサポートします

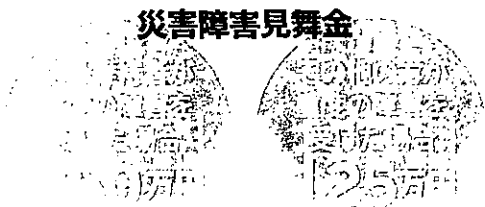
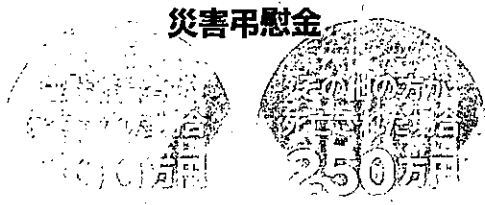
被災されたみなさまへ

- 4 支援金のこと
- 6 住まいのこと
- 8 しごとのこと
- 12 医療・福祉のこと
- 18 子育て・教育のこと
- 21 放射線のこと
- 22 がれき・廃棄物処理のこと

支援金のこと



I 被災者生活再建支援金 520億円



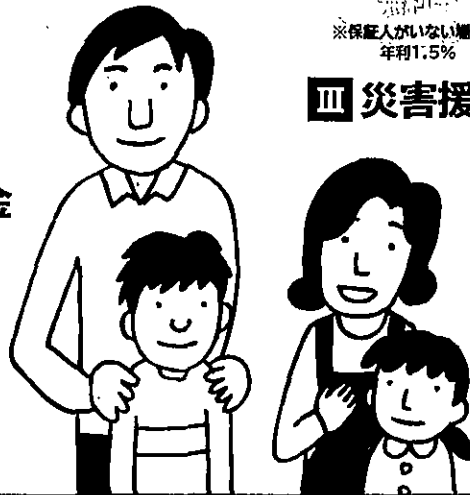
II 災害弔慰金・災害障害見舞金 485億円

災害援護資金貸付

生活福祉資金貸付



III 災害援護資金などの貸付 606億円



I 住宅に著しい被害を受けた世帯に 被災者生活再建支援金を支給します →520億円

災害により住宅が全壊するなど、著しい被害を受けた方々に対して支援金が支給されます。支給額は以下の2つの支援金の合計額になります。

●1世帯あたりの金額(単身世帯は3 / 4の額となります)

基礎支援金 全壊など:100万円 大規模半壊:50万円

加算支援金 建設・購入:200万円 補修:100万円 貸借:50万円

申請

支給申請は、被災時に居住していた市町村に提出してください。

支給

支給は、被災者生活再建支援法人である(財)都道府県会館から直接、申請された方の口座に振込まれます。

お問い合わせ先 被災の際に居住していた市町村役場

Ⅱ 災害弔慰金や災害障害見舞金を支給します →485億円

1 災害弔慰金

災害により死亡された方のご遺族に、弔慰金を支給します。

- 生計維持者が死亡された場合は**500万円**
- その他の方が死亡された場合は**250万円**

お問い合わせ先 被災の際に居住していた市町村役場

2 災害障害見舞金

災害により重度の障害を受けた方に、見舞金を支給します。

- 生計維持者が重度の障害を受けた場合は**250万円**
- その他の方が重度の障害を受けた場合は**125万円**

お問い合わせ先 被災の際に居住していた市町村役場

Ⅲ 災害援護資金などが無利子で借り入れできます →606億円

3 災害援護資金貸付

災害により住居や家財に被害を受けたり、世帯主が重傷を負った場合、一定所得以下の世帯の方は、被災状況に応じて**150万円～350万円**を**無利子**^{※1}でお借りいただけます。償還期間は13年^{※2}です。

※1 保証人がいない場合は年利1.5% ※2 当初6年(特別な場合は8年)は無利子で償還は不要です

お問い合わせ先 被災の際に居住していた市町村役場

4 生活福祉資金貸付 (緊急小口資金・生活復興支援資金)

- 被災世帯に対して、当座の生活費として**最高10万円**(要介護者の方がおられる場合などには最高20万円)を**無利子**で融資します。
- 加えて、一定所得以下の被災世帯に対しては、しばらくの間の生活費や転居費など、生活の再建を支援する生活復興支援資金を融資します。

お問い合わせ先 各市町村の社会福祉協議会

住まいのこと

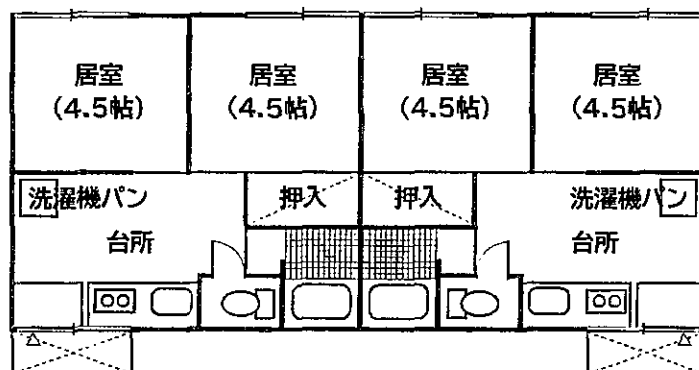
応急仮設住宅を整備します

→3,626億円

- 今年度、約10万戸の応急仮設住宅を整備します。
- 平成23年度補正予算により、応急仮設住宅を、約7.2万戸建設し、さらに、民間賃貸住宅を活用した応急仮設住宅を約1.4万戸設置します。
- 応急仮設住宅には、無料で入居していただけます。

お問い合わせ先 被災の際に居住していた市町村役場

■応急仮設住宅 標準的な間取りイメージ(2世帯分)



被災した住宅の補修・再建資金融資などの支援をします

- 被災された方むけに(独)住宅金融支援機構がおこなう災害復興住宅融資の金利を引下げます(建設・購入の場合は当初5年間は0%など/補修の場合は当初5年間1%など)(平成27年度末まで受付)。
- 住宅に被害がなく、宅地のみ被害が生じた方むけの融資制度(災害復興宅地融資)を新たに設けました(平成27年度末まで受付)。

お問い合わせ先 住宅金融支援機構の災害専用ダイヤル

☎0120-086-353 (祝日除く9:00~17:00)



住宅金融支援機構
携帯サイト

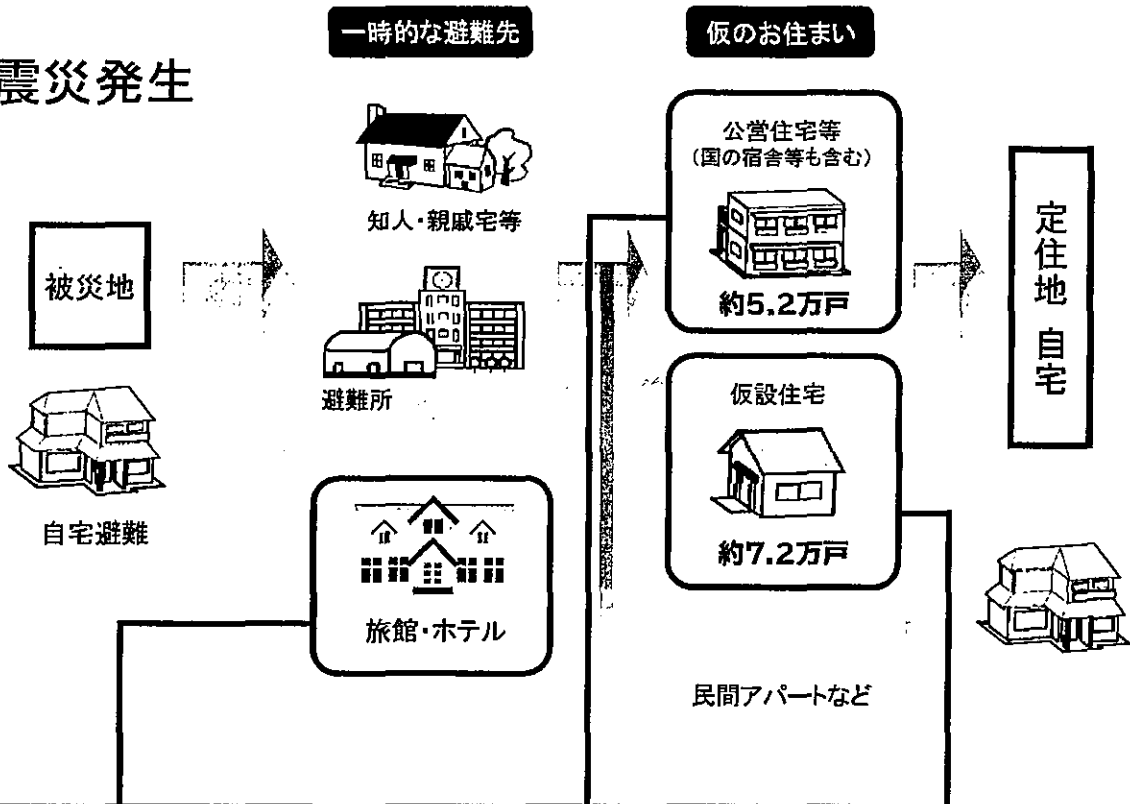
- (独)住宅金融支援機構の住宅ローン(旧住宅金融公庫融資、フラット35〈買取型〉を含む)を既に借りている方のうち、東日本大震災により被害を受けた方に対して、返済期間などの延長及び払込猶予期間中の金利引下げ措置を、被災の程度に応じて、通常よりも手厚くしています。

お問い合わせ先 お取引金融機関

定住地を得るまでの流れ

※自治体が避難先をご用意した場合は、移動費用、宿泊費・家賃は無料となります。また、個人として独自にアパートなどを賃貸した場合でも、一定基準の下、後日、県が借り上げる手続きをとれば、家賃は無料となります。

震災発生



旅館・ホテル

自治体が避難所として指定した旅館・ホテルについては、継続的に居住できる施設が確保されるまでの当分の間、宿泊することが可能です。具体的なご相談については、各避難所の自治体係員、または各市町村役場にお問い合わせください。

公営住宅・ 国家公務員宿舎など

公営住宅・国家公務員宿舎などについては、無料で入居可能で、現在約5万4千戸をご用意しております(5月2日時点で8,388戸提供済)。

※食事費、光熱水費については、自己負担となります。

■被災者向け公営住宅等 情報センター

☎0120-297-722
(9:00 ~18:00 土日祝も可)

応急仮設住宅

応急仮設住宅については、無料で入居可能で、約7万2千戸をご用意する予定です(5月6日時点で27,840戸着工済)。

入居のお申し込みについては、各避難所の自治体係員、または各市町村役場にお問い合わせください。

※食事費、光熱水費については、自己負担となります。

しごとのこと

「日本はひとつ」しごとプロジェクト

被災されたみなさまの仕事と暮らしを日本中がひとつになって支えるため、「日本はひとつ」しごとプロジェクトとして政府をあげた総合対策を推進しています。

雇用創造のための事業を拡充します

- 被災されたみなさまご自身が、仕事を通じて地域の復興に携わることができる取り組みをはじめています。
- 被災された方々を都道府県または市町村が**臨時職員**などとして直接雇用し、または、企業、NPOなどに委託して以下のような事業を実施することができます(この事業による求人は、順次ハローワークなどで募集されることになります)。

—お仕事の一例

- がれきの仕分けや流失した漁具の収集
- 避難所のパトロールや清掃
- 証明書の発行や義援金の給付など、市町村役場の事務補助作業
- 避難所や仮設住宅における高齢者の見守りや保健医療サービスの提供
- 子どもの一時的預かりや子育て支援
- 被災地域の環境美化、まちづくりのための植栽

お問い合わせ先 お近くのハローワーク(P23参照)

※企業、NPOなどの方は、都道府県労働主管部局の各担当窓口

雇用保険の失業給付を拡充します →2,941億円

- 被災して離職した方だけではなく、休業を余儀なくされた方にも雇用保険の基本手当を支給しています。
- 被災して離職・休業を余儀なくされた方については、通常の支給日数(90日～330日 ※雇用保険の加入期間などによって異なります)の終了後、原則60日分の延長に加え、さらに60日分延長できるようにします。

お問い合わせ先 お近くのハローワーク(P23参照)

未払賃金を立て替えます →149億円

未払賃金立替払制度の充実

未払賃金立替払制度は、企業が倒産状態となり賃金が支給されない方に、国が企業に代わって、未払の賃金※をお支払い(立替払)するものです。

※対象は未払となっている給与と退職金の総額(2万円未満の場合は除く)のうち80%です。

なお、年齢ごとに上限額が定められています。

- 被災地域の方には、立替払を迅速におこなうための申請手続の簡略化などをおこないます。

お問い合わせ先 お近くの労働基準監督署(P23参照)

仕事探しや、職業訓練を支援します →5億円

職業転換給付金の充実

- お住まいの地域以外の都道府県などで求職活動をおこない、職業訓練を受けることができるように、交通費や宿泊料のほか、訓練を受講した場合の手当を受け取れます。

お問い合わせ先 お近くのハローワーク(P23参照)

職業能力開発を支援します

→44億円

被災された方々の就職を支援するため、

- ①建設関連分野などの公共職業訓練の拡充
- ②公共職業能力開発施設でおこなう学卒者訓練や在職者訓練の**受講料などの負担軽減**
- ③被災した公共職業能力開発施設や認定職業訓練校の早期の復旧を図り、**早期の訓練再開**の促進をおこないます。

お問い合わせ先

公共職業訓練の受講について…お近くのハローワーク(P23参照)
受講料の負担軽減について…

職業訓練を受講する公共職業能力開発施設(P23参照)

認定職業訓練校の復旧について…事務所の所在地を管轄する都道府県

労働者の安全と健康の確保を支援します →17億円

被災地域の労働者の方々などの安全と健康を確保できるよう、

- ①中小企業の労働者を対象とした臨時の**健康診断**
- ②被災労働者やそのご家族への**メンタルヘルス相談**
- ③被災地の復旧工事での安全確保、アスベストを含む「粉じん」を防ぐための**防じんマスク**を配布・貸与、着用の指導方法についての事業者への助言・指導などをおこないます。

お問い合わせ先

お近くの労働局(健康安全課)または労働基準監督署(P23参照)

被災労働者やそのご家族のメンタルヘルスの相談について…

お近くのメンタルヘルス対策支援センター(P23参照)

また、職場のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」(<http://kokoro.mhlw.go.jp/>)から、メールで相談することもできます。同サイトをご覧ください。

ハローワークの窓口を充実させます

→98億円

失業された方々の求職活動支援や、雇用保険、雇用調整助成金の円滑な支給、新規学校卒業者などへの就職支援、専門家による求職者の方々の心の健康相談、住居・生活に関する情報提供・相談などが十分におこなえるよう、ハローワークの相談員の大幅増員など窓口強化を図ります。

●ハローワークの全国ネットワークを活用して、被災者向けの求人を全国で開拓しています。また、被災した方々を積極的に採用する企業による就職面接会を開催します。

●避難所などでの出張相談などもおこなっています。

お問い合わせ先 お近くのハローワーク(P23参照)

賃金不払や労災保険のお悩みをご相談ください →45億円

震災に伴う解雇・休業・賃金不払・労災保険給付などの労働条件・労災補償に関する相談・請求や、事業主からの労働保険料の納期限延長などの相談に迅速かつ丁寧に対応できるよう、被災地域の労働局及び労働基準監督署における相談・事務処理体制の充実を図ります。

●例えば、労働基準監督署に、緊急相談窓口や総合労働相談コーナーを設置します。また、労災保険に関する社会保険労務士などによる出張相談などもおこなっていきます。

お問い合わせ先 お近くの労働局または労働基準監督署(P23参照)



医療・福祉のこと

医療・介護・障害福祉の保険料などが減額・免除されます

1 医療保険料などの減額・免除 →864億円

被災者の方で生活にお困りの方は、医療保険の**保険料の減額・免除**や一部負担金などの**窓口負担の免除**が受けられます。

〈医療保険の保険料の減額・免除について〉

●国民健康保険、後期高齢者医療の方

- 住宅が全半壊などの被災をした方
- 主たる生計維持者が死亡・行方不明・失職による無収入である方
- 原発事故により「避難指示」「屋内退避指示」「計画的避難区域」「緊急時避難準備区域」に関する指示の対象となっている(またはなっていた)方などが対象。

お問い合わせ先 市町村などの各医療保険者の窓口

●協会けんぽ、船員保険、健康保険組合の方

- 被災により被保険者への報酬の支払いに著しい支障が生じている事業所の事業主と、その従業員の方が対象。

お問い合わせ先 健康保険組合などの各医療保険者や地方厚生局保険主管課の窓口

〈一部負担金や食費・居住費の自己負担の免除について〉

- 住宅が全半壊などの被災をした方
- 主たる生計維持者が死亡・行方不明・失職による無収入である方
- 原発事故により「避難指示」「屋内退避指示」「計画的避難区域」「緊急時避難準備区域」に関する指示の対象となっている(またはなっていた)方などが対象。

お問い合わせ先 医療機関や地方厚生局医療課、各医療保険者の窓口

2 介護保険料などの減額・免除 →275億円

被災者の方で生活にお困りの方は、介護保険の**保険料の減額・免除**、介護サービスの**利用料や施設入所者などの食費・居住費の自己負担の免除**などが受けられます。

- 住宅が全半壊などの被災をした方
- 主たる生計維持者が死亡・行方不明・失職による無収入である方
- 原発事故により「避難指示」「屋内退避指示」「計画的避難区域」「緊急時避難準備区域」に関する指示の対象となっている(またはなっていた)方などが対象。

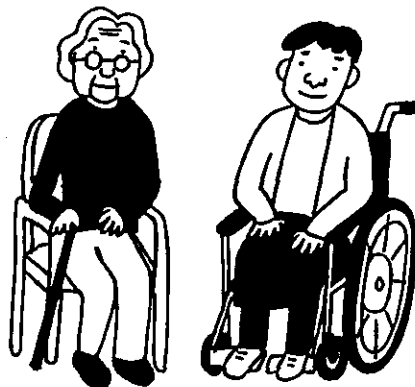
お問い合わせ先 市町村、利用される介護サービスの事業者等の窓口

3 障害福祉サービスの利用者負担などの減額・免除 →2億円

被災された障害者などの方で生活にお困りの方は、障害福祉サービスなどの利用者負担や障害者施設入所者の食費・居住費の**自己負担の減額・免除**が受けられます。

- 住宅が全半壊などの被災をした方
- 主たる生計維持者が死亡・行方不明・失職による無収入である方
- 原発事故により「避難指示」「屋内退避指示」「計画的避難区域」「緊急時避難準備区域」に関する指示の対象となっている(またはなっていた)方などが対象。

お問い合わせ先 市町村、利用される障害福祉サービスの事業者等の窓口



仮設住宅などで医療・福祉サービスを提供します

1 仮設診療所の整備補助 →14億円

仮設診療所(薬局を併設するものを含む)、仮設歯科診療所、歯科巡回診療車の整備を補助し、仮設住宅などで生活する被災者の方々への診療を確保します。

お問い合わせ先 都道府県衛生主管部局の担当窓口

2 高齢者や障害者、児童への相談・生活支援 →98億円

- 仮設住宅などにお住まいの方に、総合相談、高齢者などのデイサービス、生活支援などを提供するサービス拠点を設置します。
- 避難所などで生活する高齢者や障害者、児童への専門家による相談・生活支援などをおこないます。

お問い合わせ先 都道府県民生主管部局の各事業担当窓口

医療・福祉サービスなどの復旧・支援を進めます

1 施設の復旧など →906億円

- 医療施設・保健衛生施設・福祉施設などの復旧に対する国の補助を引き上げ、健康や福祉を支えるこれら施設の復旧を加速させます。
- 被災した介護、障害福祉、子育て支援関係事業者などの復旧支援のため、事業再開に必要な備品などの諸経費を補助します。

お問い合わせ先

医療関係施設、保健衛生施設など…都道府県衛生主管部局の各施設担当窓口
介護関係施設、障害福祉関係施設、児童関係施設…都道府県、指定都市、中核市の民生主管部局の各施設担当窓口

2 医療施設などの電力確保支援 →119億円

停電に備え、救命救急センターや介護老人保健施設、重症心身障害児施設などであって、人工呼吸器などの機器を必要とされる方が入所されている施設である場合などには、**自家発電設備の整備**を補助します。

お問い合わせ先

医療関係施設…都道府県衛生主管部局の各施設担当窓口

介護関係施設、障害福祉関係施設…都道府県、指定都市、中核市の民生主管部局の各施設担当窓口

3 医療施設・福祉施設等の復旧のための融資 →100億円

被災した医療施設、薬局、社会福祉施設などの復旧を支援するため、(独)福祉医療機構が、**建築資金**や**経営資金**などを融資します。

●融資枠は、1,700億円です。

■医療貸付(医療施設・薬局などへの融資条件の優遇)

(建築資金:主な施設に対するもの)

	災害復旧に係る融資	通常の融資
貸付限度額	担保額を上限 (補助金を除く)	5~7.2億円
償還期間 (据置期間)	20~30年以内 (5年以内)	20~30年以内 (2~3年以内)
融資率	100%	75~80%
貸付利率 (平成23年 4月13日 現在)	(病院:病床不足地域で 償還期間30年の場合) 〈5年間〉 7.2億円を上限に無利子 7.2億円を超える部分は 通常金利▲0.9% 〈6・7年目〉 通常金利から▲0.9%	1.6~2.4%
担保額 での制限	100%	80%
無担保貸付	1,000万円まで	500万円まで
保証人	1名以上、保証人なしの 場合は+0.2%	1名以上、 保証人なしの 場合は+0.2%

(経営資金:主な施設に対するもの)

	災害復旧に係る融資	通常の融資
貸付限度額	診療(介護)報酬×3か月	300~1,500 万円
償還期間 (据置期間)	10年以内 (2年6か月以内)	3(10)年以内 (6か月以内)
融資率	100%	75~80%
貸付利率 (平成23年 4月13日 現在)	(病院) 〈5年間〉 7.2億円を上限に無利子 7.2億円を超える部分は 通常金利から▲0.9% 〈6・7年目〉 通常金利から▲0.9% 〈8年目以降〉 通常金利から▲0.8%	1.2%
担保額 での制限	100%	80%
無担保貸付	1,000万円まで	500万円まで
保証人	1名以上、保証人なしの 場合は+0.2%	1名以上、 保証人なしの 場合は+0.2%

■福祉貸付(社会福祉施設などへの融資条件の優遇)

(建築資金)

	災害復旧に係る融資	通常の融資
貸付限度額	担保額を上限 (補助金を除く)	担保額を上限 (補助金を除く)
融資率	100%	50~80%
貸付利率 (平成23年 4月13日 現在)	無利子	1.6~2.1%
担保額 での制限	100%	70%
無担保貸付	1,000万円まで	500万円まで
保証人	1名以上、保証人なしの 場合は+0.05%	1名以上、 保証人なしの 場合は+0.05%

(経営資金)

	災害復旧に係る融資	通常の融資
貸付限度額	担保額を上限	担保額を上限
償還期間 (据置期間)	10年以内 (2年以内)	5年以内 (6か月以内)
融資率	100%	50~80%
貸付利率 (平成23年 4月13日 現在)	〈5年間〉 無利子 〈6・7年目〉 通常金利▲0.9% 〈8年目以降〉 通常金利から▲0.8%	1.2%
担保額 での制限	100%	70%
無担保貸付	1,000万円まで	500万円まで
保証人	1名以上、保証人なしの 場合は+0.05%	1名以上、 保証人なしの 場合は+0.05%

お問い合わせ先

医療貸付:(独)福祉医療機構医療貸付部医療審査課

☎0120-3438-63

福祉貸付:(独)福祉医療機構福祉貸付部福祉審査課

☎0120-3438-62

既往貸付に関する相談 顧客業務部顧客業務課

☎0120-3438-64

(平日9:00~19:00 土日祝日9:00~17:00)

(独)福祉医療機構ホームページ

<http://hp.wam.go.jp>



4 生活衛生関係営業者等の復旧のための融資 →21億円

被災した理容店、美容店、クリーニング店など生活衛生関係営業者など※の復旧を支援するため、(株)日本政策金融公庫が、設備資金や運転資金を融資します。

■「東日本大震災復興特別貸付」の創設（「災害貸付」及び「セーフティネット貸付の拡充」）

	現行		拡充		
	災害貸付	セーフティネット貸付 (経営環境変化資金)	東日本大震災復興特別貸付		
貸付対象	①直接被害者 ②間接被害者	③その他震災の影響を受けた者(原発、計画停電、風評など)	①直接被害者 ②間接被害者 原発被害者も対象	③その他震災の影響を受けた者(原発、計画停電、風評など)	
貸付限度	3,000万円(上乘せ)	5,700万円(別枠)	6,000万円(上乘せ)	5,700万円(別枠)	
貸付期間 (据置期間)	設備10年 運転10年(組合など) (2年)	運転8年 (3年)	設備20年 運転15年(組合など) (5年)	設備15年 運転15年(組合など) (3年)	運転8年 (3年)
貸付利率	基準利率 〈被害証明を受けた者〉 (当初3年) 基準利率-0.9% (1,000万円以内) (4年以降) 基準利率	基準利率 〈売上減少要件などに該当〉 (当初3年) 基準利率-0.5% (4年以降) 基準利率	基準利率 〈被害証明を受けた者〉 (当初3年) 3,000万円以内:基準利率-1.4%※ 3,000万円超 :基準利率-0.5% (4年以降) 基準利率-0.5% ※貸付対象②は、 被害証明+売上減少などの 要件に該当すれば最大▲1.4%	基準利率 〈売上減少要件などに該当〉 (全期間) 基準利率-0.5%	

※飲食店営業(そば・うどん店、中華料理店、すし店、料理店、社交業、その他飲食店)、
喫茶店営業、食肉販売業、氷雪販売業、理容業、興行場営業、旅館業、公衆浴場業、クリーニング業

お問い合わせ先 日本政策金融公庫

☎0120-154-505 (平日) ☎0120-220-353 (土日祝日)

子育て・教育のこと

学校施設などの復旧を支援します

1 被災した公立学校を復旧します →962億円

応急仮設校舎の整備や比較的被害が軽い施設の早期の復旧を重点的に支援します。

- 約2,300校の公立学校を復旧します。
- 国が復旧経費の2/3を補助します。

2 私立学校の復旧を支援します

災害復旧 →626億円

教育研究活動を早期に復旧できるよう、校地校舎などの復旧・整備を支援します。

- 約700校の私立学校(幼稚園から大学)を復旧します。
- 国が復旧経費の1/2以内を補助します。

教育研究活動の復旧 →212億円

- 被災した私立大学などにおける設備や備品など教育研究活動の復旧経費を国が補助します。
- 被災した私立幼稚園から高等学校における設備や備品など教育活動の復旧経費の補助をおこなう都道府県に対し、国が補助します。

無利子・長期低金利融資 →226億円

- 被災した私立学校の施設災害復旧にかかる費用及び当面の経営資金を確保するため、日本私立学校振興・共済事業団において5年間の無利子及びその後の長期低金利融資を実施します。

公立学校施設の耐震化を進めます

→340億円

地方公共団体から要望のあった耐震化工事を国が支援し、夏休み期間に集中して実施します。

- 約1,200棟の耐震化を進めます。
- 国が工事費の1/2または1/3を補助します。

被災した子どもの就学支援を進めます

→113億円

●幼稚園

震災により幼稚園への就園支援が必要となった世帯の幼児に、市町村が保育料、入園料を軽減する事業を国が補助します。

お問い合わせ先 各市町村または各幼稚園

●小・中学校

震災により就学困難となった児童生徒に、市町村が学用品費、通学費、学校給食費、医療費などを支給する事業を国が補助します。

お問い合わせ先 各市町村または各学校

●高等学校

震災により就学困難となった生徒に、都道府県がおこなう奨学金事業を国が補助します。

お問い合わせ先 各都道府県または各学校

●私立学校

震災により就学困難となった幼児児童生徒に、授業料など減免措置をおこなう私立学校に補助をおこなう都道府県に対し、国が補助します。

お問い合わせ先 各都道府県または各学校

●特別支援(幼・小・中・高)

震災により就学困難となった幼児児童生徒に、都道府県などが就学奨励する事業を国が補助します。

お問い合わせ先 各都道府県または各特別支援学校

被災した大学生等を支援します

1 無利子の奨学金を貸与します →35億円

災害や保護者の失職などによって家計が急変した学生に、**無利子の奨学金**を貸与します。

お問い合わせ先 在学されている各学校の奨学金担当部署

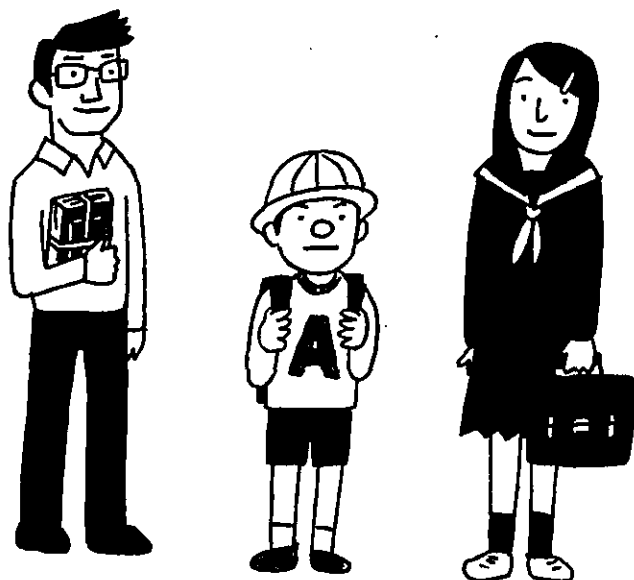
2 授業料などを減額・免除します →41億円

被災した学生を対象にした**授業料などの減額・免除**を補助します。

お問い合わせ先 在学されている各国立大学、各国立高等専門学校、各私立大学などの授業料担当部署

スクールカウンセラーを派遣します →30億円

被災した児童生徒などの心のケア、教職員・保護者などへの助言・援助などに対応するため、費用(1,300人相当)を国が全額負担し、**スクールカウンセラー**などを被災地などの学校に派遣します。



放射線のこと

放射線モニタリングを強化します

- 福島県内の空間線量の状況を広域的に把握するため、学校などにおいて積算線量計を用いた調査を継続的におこない、学校や地域住民の安全・安心の確認のために利用します。その結果は、文部科学省のホームページなどに公表します。
- リアルタイムで放射線測定をするシステムを順次導入します。
- 福島県及び全国の放射線モニタリングデータの把握を継続するとともにホームページなどを通じた**情報提供**に努めていきます。

緊急被ばく医療の体制を強化します

- (独)放射線医学総合研究所において、**被ばく患者の受け入れ体制などを強化**します。
- 福島県及び関係市町村に協力し、避難対象となったみなさま、屋内避難の対象となったみなさま、及び30km圏外で線量率が高い地域に居住するみなさまを対象に避難や生活の活動などに関するアンケートをおこないます。
- このアンケートと別途おこなわれる放出放射性物質の分布調査の結果を踏まえ、対象となった**みなさまが受けた放射線量を推定**し、今後の健康管理に役立つ**情報として提供**していきます。

お問い合わせ先

- 原子力災害全般に関すること、原子力発電所における事故状況などについては、
経済産業省原子力安全・保安院原子力安全広報課
03-3501-1505、03-3501-5890
- 文部科学省が実施し、ホームページに掲載している放射線モニタリングの情報については、
文部科学省原子力災害対策支援本部
03-5253-4111(内線 4604、4605)
- ご自身の健康についてご心配のある方は、
文部科学省健康相談ホットライン ☎0120-755-199
(独)放射線医学総合研究所相談窓口 043-290-4003

この事業についてのお問い合わせ先：文部科学省科学技術・学術政策局原子力安全課(03-6734-4026)

がれき・廃棄物処理のこと

災害廃棄物の処理を進めます

1 災害廃棄物の処理を支援します →3,519億円

地方公共団体がおこなう災害廃棄物(がれきなど)の処理に対する国の補助率を**最大9割**まで引き上げます。

- 現在住民が生活を営んでいる場所の近くにある災害廃棄物については、**当面8月を目途に撤去**し、生活環境に支障がない場所に移動するよう地方公共団体に要請しています。

この事業についてのお問い合わせ先：環境省廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課(03-5501-3154)

2 廃棄物処理施設の復旧を支援します →164億円

地方公共団体がおこなうごみ処理施設などの復旧に対する国の補助利率を**最大8～9割**に引き上げます。

平成23年度補正予算で、被害報告のあった施設の大部分の復旧に着手できる見込みです。

この事業についてのお問い合わせ先：環境省廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課(03-5501-3154)

被災地の環境モニタリングを強化します →4億円

建築物解体やがれき処理などによりアスベストが飛散し、被災した工場などから有害物質などが漏れているおそれがあります。

こうした**環境汚染の状況を緊急に調査**し、復旧活動に役立てます。

- モニタリングの結果は、調査結果が判明したものの**順次、環境省ホームページに掲載**などの方法により公表します。

この事業についてのお問い合わせ先：環境省水・大気環境局大気環境課(アスベスト関係)(03-5521-8295)
または同局総務課(アスベスト関係以外)(03-5521-8288)

お問い合わせ先一覧

●労働基準監督署

〈岩手県〉	
盛岡	019-621-5115
宮古	0193-62-6455
釜石	0193-22-3831
花巻	0198-23-5231
一関	0191-23-4125
大船渡	0192-26-5231
二戸	0195-23-4131
〈宮城県〉	
仙台	022-299-9071
石巻	0225-22-3365
古川	0229-22-2112
大河原	0224-53-2154
瀬峰	0228-38-3131
〈福島県〉	
福島	024-536-4610
郡山	024-922-1370
いわき	0246-23-2255
会津	0242-26-6494
白河	0248-24-1391
須賀川	0248-75-3519
会津(喜多方)	0241-22-4211
相馬	0244-36-4175
富岡	0240-22-3003

●ハローワーク

〈岩手県〉	
盛岡	019-651-8811
沼宮内	0195-62-2139
釜石	0193-23-8609
遠野	0198-62-2842
宮古	0193-63-8609
花巻	0198-23-5118
一関	0191-23-4135
水沢	0197-24-8609
北上	0197-63-3314
大船渡	080-5949-8155
二戸	0195-23-3341
久慈	0194-53-3374
盛岡新卒応援ハローワーク	019-653-8609
〈宮城県〉	
仙台	022-299-8811
大和	022-345-2350
石巻	0225-95-0158
塩釜	022-362-3361
古川	0229-22-2305
大河原	0224-53-1042
白石	0224-25-3107
築館	0228-22-2531
迫	0220-22-8609
気仙沼	080-2807-4956
仙台新卒応援ハローワーク	022-726-8055
〈福島県〉	
福島	024-534-4121
平	0246-23-1421
磐城	0246-54-6666
勿来	0246-63-3171
会津若松	0242-26-3333
南会津	0241-62-1101
喜多方	0241-22-4111
郡山	024-942-8609
白河	0248-24-1256
須賀川	0248-76-8609
相双	0244-24-3531
相馬	0244-36-0211
富岡	0246-23-1421
二本松	0243-23-0343
福島新卒応援ハローワーク	024-534-0466

●公共職業能力開発施設

〈青森県〉	
青森職業能力開発促進センター	017-777-1234
東北職業能力開発大学校付属 青森職業能力開発短期大学校	0173-37-3201
〈岩手県〉	
岩手職業能力開発促進センター	0198-23-5354
〈宮城県〉	
宮城センター(仙台事務所)	022-292-2753
東北職業能力開発大学校	0228-22-2082
〈福島県〉	
福島職業能力開発促進センター	024-534-3637
いわき職業能力開発促進センター	0246-26-1231
会津職業能力開発促進センター	0242-26-0515
〈茨城県〉	
茨城職業能力開発促進センター	0297-22-8800
<small>(都道府県がおこなう公共職業訓練については各都道府県にお問い合わせください)</small>	
●労働局	
〈岩手県〉岩手労働局	
	019-604-3001(代)
〈宮城県〉宮城労働局	
	022-299-8833(代)
〈福島県〉福島労働局	
	024-536-4600(代)
●メンタルヘルス 対策支援センター	
〈岩手県〉TEL 019-652-1466	
	FAX 019-652-1466
〈宮城県〉TEL 022-267-4671	
	FAX 022-267-4283
〈福島県〉TEL 024-529-6150	
	FAX 024-529-6152